

北海道告示第10603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特別配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木 直道

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
すずか調剤薬局	帯広市大通南16丁目7番地2	令和8年3月1日
なの花薬局岩見沢9条店	岩見沢市9条西8丁目7番地1	令和8年3月1日
かしま調剤薬局	伊達市鹿島町62-2	令和8年3月1日
マトリョー歯科	紋別郡遠軽町岩見通北2丁目2-1	令和8年3月1日
訪問看護ステーション ゆいまる	釧路郡釧路町北見団地1丁目33ハウス秋元2階5号室	令和8年1月1日